

第八管区海上保安本部公示第22号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年7月2日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 鳥取県鳥取港湾事務所
- （2）住所 鳥取県鳥取市港町8

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 鳥取港及び付近（別添付図参照）
- （2）期間 令和7年7月7日から令和7年9月30日まで
令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深、トータルステーションによる岸線測量

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- （2）八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 22 号 関連付図

